

# ものづくり・商業・サービス助成金

## 【事業の目的】

ものづくり・商業・サービスの分野で環境等の成長分野へ参入するなど、革新的な取組みにチャレンジする中小企業・小規模事業者に対し、試作品・新サービス開発、設備投資等を支援します。

## 【補助対象者】

本補助金の補助対象者は、日本国内に本社及び開発拠点を現に有する中小企業者に限ります。

主な具体例

業種・組織形態	資本金（出資の総額）	従業員（常勤）
製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス	3億円以下	300人以下

## 【補助対象事業】

「ものづくり技術」「革新的サービス」の2類型があり、それぞれについて「成長分野型」「一般型」「小規模事業者型」があります。

		補助上限額	補助率	設備投資
成長分野型	「成長分野」とは、「環境・エネルギー」「健康・医療」「航空・宇宙」とし、専らこの3分野のいずれかに関する試作品・生産プロセスの改善・新サービス開発に取り組むもの	1,500万円	2/3	必要
一般型	補助対象要件を満たす案件は、すべて申請可能です。成長分野に属する案件、または、小規模事業者であっても、一般型に応募することができます。ただし、複数の申請はできません。	1,000万円	2/3	必要
小規模事業者型	申請可能な者は、おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者	700万円	2/3	不可

## 【補助対象要件】

認定支援機関に事業計画の実行性等が確認された中小企業・小規模事業者であり、以下の要件のいずれかを満たすもの

- ① 「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用していること
- ② 革新的なサービスの提供等を行い、3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する計画であること

## 【補助対象経費】

原材料費、機械装置費、直接人件費、技術導入費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、運搬費、専門家謝金などの経費で、試作品・新サービスの開発に必要な経費のみ対象になります。

## 【申請期間等】

平成26年7月1日～平成26年8月11日までに所轄の地域事務局へ提出